

財政健全化判断比率のお知らせ

市町村などの財政状況の健全性を判断するための財政指標のお知らせです。直近の決算数値などに基づき比率の算定を行ったところ、いずれの指標も早期健全化基準の範囲内でした。

【各種健全化判断比率の状況（令和元年度）】

（単位：％）

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	12.72	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	17.72	30.0
実 質 公 債 費 比 率	2.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－	350.0	—
公営企業資金不足比率（水道）	－	20.0	—
公営企業資金不足比率（下水道）	－	20.0	—

※比率は、平成30年度決算に基づき算定しています。

○実質赤字比率

一般会計などの市の基礎的な会計の収支が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模（単年度に収入することが見込まれる標準的な一般財源の規模）に対する割合。（一般会計などの実質収支は黒字のため、「－」と表示。）

○連結実質赤字比率

公営企業会計や国民健康保険特別会計などを含む市の会計の収支の合算額が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する割合。（全会計で黒字のため、「－」と表示。）

○実質公債費比率

一般会計が負担する地方債（借入金）の元利償還金（一般会計以外の元利償還金のうち一般会計負担分など実質的な債務とみなされるものを含む）の標準財政規模に対する割合。（3カ年度平均）

○将来負担比率

一般会計が将来的に負担することが見込まれるさまざまな債務残高（地方債や退職手当など）の標準財政規模に対する割合。（収入見込額が債務より大きいため、「－」と表示。対象とする将来負担額は、債務からその償還に充てることができる収入見込額を控除した額。）

○公営企業資金不足比率

公営企業の流動資産（現金預金や未収金など）が流動負債（預り金や未払金）に不足する場合、その額が公営企業の事業規模（使用料などの営業収益のうち一定のもの）に対する割合。（水道事業会計、下水道事業等会計とも資金不足なしのため、「－」と表示。）

●早期健全化基準（公営企業は経営健全化基準）

この基準を超えると地方債の発行が制限される場合があるほか、財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化を進めていくことが義務付けられます。

●財政再生基準

この基準を超えると地方債の発行が制限されるほか、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政再建を進めていくことが義務付けられます。